

山口県警察職員賞じゆつ金支給条例

昭和29年6月30日

山口県条例第37号

(賞じゆつ金の支給)

第1条 山口県警察職員(以下「職員」という。)が危害を加えられ、又は災害をこうむることを予断できるにかかわらず、これを顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害又は災害を受け、そのため死亡し、障害の状態となり、疾病にかかり、又は負傷した場合には、この条例の定めるところにより、賞じゆつ金を支給することができる。

第2条 前条の規定は、山口県警察の管轄区域外において職員の行なう職務を援助し、又は警察法(昭和29年法律第162号)第60条若しくは第73条の規定に基づき山口県警察の管轄区域内において職務を遂行した警察庁又は他の都道府県警察の職員について準用する。

2 前項の場合において、同項の職員が国又は当該他の都道府県によりこの条例の規定による賞じゆつ金に相当するものの支給を受けたときは、その受けた限度において、この条例の規定による賞じゆつ金の支給をしないことができる。

(賞じゆつ金の種類及び金額)

第3条 賞じゆつ金は、殉職者賞じゆつ金、障害者賞じゆつ金及び傷病者賞じゆつ金の3種類とする。

2 殉職者賞じゆつ金は、職員が死亡した場合においてその遺族に支給するものとし、その額は、別表第1に定めるところによる。ただし、その職務の遂行について危害又は災害を受ける危険性がきわめて高いにもかかわらず、その職務を積極果敢に遂行したことにより、特に抜群の功労があり一般の模範となると認められるものについては、その額は、同表に掲げる額に当該額の10割以内の額を加算して得た額によることができる。

3 障害者賞じゆつ金は、職員が障害(地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号。別表第2において「省令」という。)別表第3に定める各障害等級のいずれかに該当する障害をいう。以下この項及び別表第2において同じ。)の状態となった場合において当該職員に支給するものとし、その額は、別表第2に定めるところによる。ただし、その職務の遂行について危害又は災害を受ける危険性が高いにもかかわらず、その職務を積極果敢に遂行したことにより、抜群の功労があり一般の模範となると認められるものであって、その障害の程度が同表に定める第7級以上の等級に該当するものについては、その額は、同表に掲げる額に当該額の10割以内の額を加算して得た額によることができる。

4 傷病者賞じゆつ金は、職員が疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷(別表第3において「傷病」という。)の程度が前項の規定の適用を受け

るに至らない場合において当該職員に支給するものとし、その額は、別表第3に定めるところによる。

(殉職者賞じゆつ金の支給方法)

第4条 殉職者賞じゆつ金の支給を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫及び祖父母で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の殉職者賞じゆつ金の支給を受ける順位は、同項各号の順序により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

3 殉職者賞じゆつ金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、殉職者賞じゆつ金の支給は、その人数によって等分して行なうものとする。

(その他)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、警察本部長が定める。

別表第1 (第3条関係)

殉 職 者 賞 じ ゆ つ 金	
殉職に係る事案についての功労の程度	金 額
特に抜群の功労があり一般の模範となると認められるもの	25,200,000円
抜群の功労があり一般の模範となると認められるもの	18,700,000円
特に著しい功労があると認められるもの	9,000,000円以上 13,600,000円以下
功労があると認められるもの	4,900,000円
備考 殉職者賞じゆつ金の支給を受ける遺族が第4条第1項第3号又は第4号に掲げる者であるときは、その2分の1に相当する額以内の額を減額することができる。	

別表第2（第3条関係）

障 害 者 賞 じ ゆ つ 金			
障害の程度	障害に係る事案についての功労の程度		
	抜群の功労があり一般の模範となると認められるもの	特に著しい功労があると認められるもの	功労があると認められるもの
第 1 級	18,700,000円	9,000,000円以上 13,600,000円以下	4,900,000円
第 2 級	15,500,000円	7,900,000円以上 12,100,000円以下	4,600,000円
第 3 級	13,600,000円	7,100,000円以上 10,700,000円以下	4,100,000円
第 4 級	12,100,000円	6,400,000円以上 9,500,000円以下	3,600,000円
第 5 級	10,300,000円	5,500,000円以上 8,200,000円以下	3,100,000円
第 6 級	9,000,000円	4,700,000円以上 7,000,000円以下	2,800,000円
第 7 級	7,600,000円	4,100,000円以上 5,900,000円以下	2,300,000円
第 8 級	6,400,000円	3,400,000円以上 4,900,000円以下	1,900,000円
第 9 条	5,450,000円	2,860,000円以上 4,270,000円以下	1,660,000円
第 10 条	4,720,000円	2,460,000円以上 3,670,000円以下	1,450,000円

第 11 条	4,010,000円	2,090,000円以上 3,130,000円以下	1,260,000円
第 12 条	3,310,000円	1,730,000円以上 2,590,000円以下	1,070,000円
第 13 条	2,650,000円	1,380,000円以上 2,090,000円以下	880,000円
第 14 条	2,030,000円	1,080,000円以上 1,620,000円以下	670,000円
備考 この表の等級又は金額の決定については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第29条第5項から第8項まで及び省令第26条の5第2項の規定の例による。			

別表第3（第3条関係）

傷病者賞じゆつ金	
傷病の程度	金額
療養期間6月以上の傷病	1,200,000円
療養期間3月以上の傷病	1,000,000円
療養期間1月以上の傷病	600,000円
療養期間2週間以上の傷病	400,000円